

藤沢市社会貢献実績等評価型競争入札試行実施要領

制定 平成20年10月1日

改正 平成21年 7月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、この市が発注する公共工事等の入札参加者に係る地域社会への貢献度及び優良工事の施工実績等(以下「社会貢献実績等」という。)を評価することにより当該入札参加者の社会貢献意欲及び技術力の向上を図るため、この市が実施する受注希望募集型競争入札(以下「公募型入札」という。)における入札参加者の資格に社会貢献実績等の要件を付して行う入札(以下「実績等評価型入札」という。)の試行に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(資格要件となる社会貢献実績等)

第2条 実績等評価型入札における資格要件となる社会貢献実績等については、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

(1) 災害時等の地域貢献(この市に係る災害時の応急措置に関するこの市と締結した協定等(入札参加者が構成員として所属する組合等が当該協定等を締結している場合を含む。)を現に締結していること又は過去3年間にこの市に係る災害時における緊急対応作業実績を有していること。)

(2) 優良工事の施工実績(過去2年間にこの市が発注した1件当たりの請負金額が130万円以上の同種工事で工事成績評定が75点以上の元請施工実績を有していること又は過去5年間にこの市の優良建設工事表彰の受賞実績を有していること。)

2 契約担当課長は、前項の規定により資格要件となる社会貢献実績等の事項について、実績評価型入札を行う公共工事等案件(以下「工事等」という。)の規模、施工箇所及び内容に応じ、その種類、範囲又は内容の詳細を定めることができる。

(実績等評価型入札の対象)

第3条 実績等評価型入札の対象については、原則として前条第1項各号

に掲げる社会貢献実績等を評価することが妥当と認められる工事等とする。

(公募型入札の実施要領の適用)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、実績評価型入札の実施に関する事項については、藤沢市公共工事等受注希望募集型競争入札実施要領（平成 13 年 3 月 30 日制定）の規定の例による。

(その他の細目)

第 5 条 この要領に定めがあるもののほか、取扱いの細目については、契約担当部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。